

## 陸生動物衛生コード（2007）

### 3.5 章 動物の個体識別とトレーサビリティ

WORLD ORGANISATION FOR ANIMAL HEALTH

国際獣疫事務局(OIE)の全ての発刊物は、全て著作権法により保護されている。情報提供、教育若しくは営利を目的として、雑誌、文書、書籍、電子媒体及び一般向けのその他の媒体に、本書を複写、複製、翻訳、編集若しくは公表する場合は、OIEより事前に書面による許可を得ることが必要である。

本書において使用する呼称及び名称並びに資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、OIEのいかなる見解の表明を意味するものではない。

Copyright ©

2007 OIE - World Organisation for Animal Health,  
12 rue de Prony 75017 Paris (France)

Tel: +33 (0)1 44 15 18 88

Fax: +33 (0)1 42 67 09 87

Email: [oi@oie.int](mailto:oi@oie.int)

WWW: <http://www.oie.int>

**陸生動物衛生コード（2007）**  
**3.5 章 動物の個体識別とトレーサビリティ**

---

---

付録 3.5.1

一般原則

3.5.1.1 条

- 1 動物の個体識別及び動物のトレーサビリティは、（人獣共通感染症を含む）動物の健康と食品安全の問題に対処するための道具である。これにより、疾病の発生及び食品安全に係る事件の制御、ワクチン接種計画、群の管理、地域化及びコンパートメント、サーベイランス、早期対応及び通報システム、動物移動管理、検査、認証、貿易の公正な実施並びに動物用医薬品、飼料及び農薬の農場での使用などの措置の効果著しく高めることができる。
- 2 動物の個体識別と、動物及び動物由来製品のトレーサビリティは、密接に関連している。
- 3 動物のトレーサビリティと動物由来製品のトレーサビリティは、関連する OIE 基準及びコーデックス規格を考慮し、動物の生産及びフードチェーン全体を通じたトレーサビリティを達成するために、連携できるものとすべきである。
- 4 特定の国、地域又はコンパートメントにおける、動物の個体識別と動物のトレーサビリティの目的及び用いられるアプローチは、対処すべきリスクの評価及び下記に挙げる要因の検討に基づいて、明確に定義すべきである。これらは、実施前に、獣医当局と関連分野・関係者との間で協議を通じて定義し、さらに、定期的に見直すべきである。
- 5 多様な要因によって、動物の個体識別及び動物のトレーサビリティを実施するためのシステムが決定される。システムを設計する際には、以下の要因を考慮すべきである。リスク評価の結果、動物及び公衆衛生の状況（人獣共通感染症を含む）並びに関連するプログラム、動物集団の指標（種及び品種、数及び分布など）、生産方式、動物の移動様式、利用可能な技術、動物及び動物由来製品の貿易、費用／利益分析、その他の経済、地理的及び環境に関する配慮、文化的側面などである。
- 6 動物の個体識別と動物のトレーサビリティは、獣医当局の責任のもとに置かれるべきである。ただし、他の当局が、食品のトレーサビリティを含んだフードチェーンの他の側面についての権限を持つこともある。

- 7 獣医当局は、関連行政機関と共に、また民間部門と協議し、自国における動物の個体識別及び動物のトレーサビリティを実施及び執行するための、法的な枠組みを構築すべきである。適合性と一貫性を確保するために、関連する国際基準と義務を考慮すべきである。この法的枠組みは、目的、対象、識別と登録に用いる技術の選択を含んだ組織の構築、トレーサビリティ・システムを実施する第三者等の関係者の義務、機密性、アクセスのしやすさ、効率的な情報交換といった要素を含むべきである。
- 8 選択した動物の個体識別システム及び動物のトレーサビリティの目的に関わらず、法的枠組み、手続き、権限のある当局、施設/所有者の特定、動物の個体識別及び動物の移動状況などの一連の共通する基本的要因について、実施前に考慮されなければならない。
- 9 達成規準による同等の成果が、設計規準による同一のシステムよりも、動物の個体識別システム及び動物のトレーサビリティの比較の根拠となるべきである。